

山口県報

平成19年
3月30日
(金曜日)

目 次

- 規則
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則(健康増進課)……………一
- 結核予防法施行細則を廃止する規則(健康増進課)……………二
- 山口県認定職業訓練事業補助金交付規則を廃止する規則(労働政策課)……………二
- 山口県工事執行規則の一部を改正する規則(技術管理課)……………三
- 山口県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則(都市計画課)……………三
- 海岸法施行細則の一部を改正する規則(河川課)……………四
- 訓令
山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令(都市計画課)……………四



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第五十六号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成十一年山口県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十九条第二項又は第四項」を「第十九条第三項又は第五項」に改める。

第五条の見出しを「(入院患者の医療に係る費用の負担の申請)」に改め、同条第一項中「入院医療費公費負担申請書」を「医療費公費負担申請書」に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の二条を加える。

(結核患者の医療に係る費用の負担の申請)

第五条の二 省令第二十条の三第一項の申請書は、医療費公費負担申請書によらなければならない。

2 前項の申請書には、省令第二十条の三第二項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 結核患者又はその配偶者若しくは民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者(当該結核患者と生計を一にする扶養義務者に限る。)(以下「結核患者等」という。)(の前年分の所得税額(前年分の所得税額が確定していない場合にあつては、前々年分の所得税額)を証する書類
- 二 結核患者等が生活保護法による被保護者である場合にあつては、保護受給証明書(自己負担金の額)

第五条の三 法第三十七条第一項の費用又は法第三十七条の二第一項の費用の全部又は一部を負担することができることと認められる入院患者等又は結核患者等(以下「自己負担義務者」という。)(が負担すべき費用(以下「自己負担金」という。)(の額は、別表に定める額とする。

第八条を第十条とし、第七条の次に次の二条を加える。

(受診義務者の届出)

第八条 法第五十三条の三第一項の規定による受診義務者が疾病その他の事故のため、指定された期日又は期間に健康診断を受けることができないときは、本人又は保護者若しくはこれに代わるべき者は、その事由を実施義務者に届け出なければならない。

2 前項の届出は、疾病の場合においては、医師の診断書を添えなければならない。

3 第一項の事由が消滅したときは、その旨を速やかに実施義務者に届け出なければならない。

(他で受けた健康診断書等の証明書)

第九条 受診義務者は、法第五十三条の三から第五十三条の五までの規定による健康診断を受けたことを実施義務者が証明する場合は、当該健康診断に関する法第五十三条の六第一項に規定する記録の写しをもってこれに代えることができる。

別表中「(第5条第2項)」を、「(第5条の3第2項)」に改め、同表の備考一中「入院医療費」を「入院医療費又は結核患者費」に改め、同備考二中「又は結核入院患者」を

「若しくは結核患者又は当該入院患者若しくは当該結核患者」及び「当該入院患者に、
や「当該入院患者又は当該結核患者に」並びに「回診料」中「入院患者」や「入院患者
又は結核患者」並びに。

戻り様印押印中「入院医療費公費負担申請書」や「医療費公費負担申請書」並びに
「入院医療費の」や「医療費の」並びに「第37条第1項の」や「第37条第1項
第37条の2第1項の」

「
」
「入院患者」や「入院患者」並びに「8 その他（
）」

を「8 介護 9 その他（
）」並びに「同様の添付書類」を次のよ
うに定める。

1 入院患者の医療に係る費用の負担の申請の場合においては、感染症の予防及び感染症の患
者に対する医療に関する法律施行規則第20条第2項第1号に掲げる書類

戻り様印押印中の添付書類中「入院患者等」や「入院患者等又は結核患者等」並びに
「回診料」中「回診料」や「回診料」並びに「入院患者等」や「入院患者等
又は結核患者等」並びに「回診料」中「回診料」並びに「1 次のように加える。

2 結核患者の医療に係る費用の負担の申請の場合においては、感染症の予防及び感染症の患
者に対する医療に関する法律施行規則第20条の3第2項各号に掲げる書類

戻り様印押印中	「 」	「 」	「 」
戻り様印押印中	入院患者	や	入院患者
		や	結核患者
			並びに。

戻り様印押印中の「8 その他（
）」や「8 介護 9 その他（
）」並びに「同様の添付書類」中「第20条第2項各号」や「第20条第2項各号
又は第20条の3第2項各号」並びに。

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

結核予防法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第五十七号

結核予防法施行細則を廃止する規則

結核予防法施行細則（昭和二十七年山口県規則第十七号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県認定職業訓練事業補助金交付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第五十八号

山口県認定職業訓練事業補助金交付規則を廃止する規則

山口県認定職業訓練事業補助金交付規則（昭和五十一年山口県規則第六十一号）は、
廃止する。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 廃止前の山口県認定職業訓練事業補助金交付規則の規定に基づく補助金について
は、なお従前の例による。

山口県工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第五十九号

山口県工事執行規則の一部を改正する規則

山口県工事執行規則（昭和四十九年山口県規則第二十九号）の一部を次のように改正
する。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第十九条及び第二十三条第三項中「又は請書」を削る。

第五十二条第二項中「第八十七条第一項」を「第九十四条第一項」に改める。

第五十八条の二第一項及び第二項中「十分の一」を「十分の二」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第五十二条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に締結した契約については、なお従前の例による。

山口県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第六十号

山口県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

山口県立都市公園条例施行規則（昭和四十八年山口県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(公園施設の使用の許可等の申請)

第五条 条例第七条第一項の規定による許可（専用使用に係るものに限る。次項において同じ。）を受けようとする者は、公園施設専用使用許可申請書（別記第三号様式）を知事に提出しなければならない。

2 条例第七条第一項の規定による許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は、公園施設専用使用許可事項変更許可申請書（別記第二号様式）を知事に提出しなければならない。

別記第二号様式中「(第3条関係)」を「(第3条、第5条関係)」とし、「都市公園内行為許可事項変更許可申請書」を「都市公園内行為許可事項変更許可申請書」及び「公園施設専用使用許可事項変更許可申請書」を「都市公園内における行為の」及び「都市公園内における行為の」及び「第3条第一項公園施設の専用使用」

の」を「別記第三号様式」に改める。
別記第三号様式を次のように改める。

第3号様式 (第5条関係)

公園施設専用使用許可申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住所
氏 名
(電話 局 番)

下記のとおり公園施設の専用使用の許可を受けたいので、山口県立都市公園条例第7条第1項の規定により申請します。

記

都市公園の名称	
名称	
使用しよする公園施設	使用期間 年 月 日 時から 時まで
使用しよする付属施設及び使用数量	使用期間 年 月 日 時から 時まで 使用数量
使用の目的	
使用人員	人
使用料	円
その他参考となるべき事項	

注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 印欄には、記入しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

海岸法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第六十一号

海岸法施行細則の一部を改正する規則

海岸法施行細則(平成十二年山口県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。
第十條中、「若しくは山口県大島農地建設事務所」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。



山口県訓令第十四号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関成

山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令

山口県都市計画推進協議会規程(昭和四十四年山口県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「総合政策局長」を「総合政策部長」に改める。

別表第二総合政策局の項中「総合政策局」を「総合政策部」に改め、同表農林水産部の項中「農林水産政策課長」を「農林水産政策課長 農業経営課長」に改め、同表警察本部の項中「生活安全企画課長 少年課長」を「少年課長 生活環境課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月三十日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）